

全塾協議会事務局規則

第1章（総則）

第1条（目的）

この規則は、全塾協議会事務局の任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌職務を定めるとともに、その所掌する職務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第2条（名称）

本組織は、名称を全塾協議会事務局(以下事務局という)とする。

第3条（所在地）

事務局は本部を東京都港区三田二丁目十五番四十五号慶應義塾大学三田キャンパス西校舎学生団体ルーム内に置く。

第4条（任務）

事務局は、全塾協議会規約に定めるところにより、全塾協議会の決議に基づく業務の執行、塾生代表及び議会の補佐、その他全塾生のために学生自治に関する職務を行うことを任務とする。

第2章（事務局長及び事務局次長）

第5条（事務局長）

- ① 事務局長は、事務局を代表する。
- ② 事務局長は、全塾協議会規約に基づき選出される。事務局長として推薦する者は、総会における議決によって決めなければならない。

第6条（事務局次長）

- ① 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- ② 事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長がその職務を代行する。ただし、当該事由の消滅により職務の代行は停止される。
- ③ 前項に規定する事務局次長が事務局長の職務を代行する事態が14日間続いた場合、当該の事態が発生してから21日以内に事務局次長は総会を召集しなければならない。事務局は、その総会における議決によって、事務局長がその役職に留まるべきかを判断しなければならない。留まるべきではないと判断した場合は第5条第2項に基づき次の事務局長として推薦する者を決めなければならない。

第3章（事務局員）

第7条（資格）

- ① 事務局は、事務局長及び事務局長によって承認された事務局員によって構成される。
- ② 事務局員は、慶應義塾大学の学部生でなくてはならない。
- ③ 事務局長は、すべての役員が事務局員と事務局員以外を明確に区別できる措置を講じる責任を負う。

第8条（義務）

- ① 事務局員に所属するものは、下記の事項を遵守しなければならない。
 - 一 事務局の業務円滑化に協力すること
 - 二 業務で知り得た情報を外部に提供しないこと
 - 三 事務局長の事前の承認なく、活動しない期間を4週間以上設けないこと
 - 四 その他、事務局長に指定された事項
- ② 前項の違反を事務局長が認定した場合、第11条に基づき、当該局員を除名することができる。なお当該局員は、除名通知より2週間以内に、役員会もしくは塾生代表に不服申し立てをすることができる。

第9条（兼任禁止）

事務局長は、全塾協議会規約で定める兼任の禁止を遵守しなければならない。

第10条（退局）

事務局員は、事務局長へ退局届を提出することによって退局することができる。ただし、役員は1ヶ月前にその旨を申し出なければならない。

第11条（除名）

事務局長は、著しく事務局の秩序を乱し、その他事務局員としての本分に反したものを除名することができる。ただし、総会に報告しなければならない。

第4章（組織）

第12条（部署）

- ① 事務局は、以下の部署を置く。
 - 一 総務政策部
 - 二 議事部
 - 三 財務部

四 広報部

- ② 事務局長は、必要と認める場合、部署と同等の機能を持つ組織を置くことができる。なお当該組織は、事務局長が管理する。
- ③ 総務政策部は、以下の職務を行う。
 - 一 各部署の職務に関する評価をすること
 - 二 人員配置の立案並びに人材育成に関すること
 - 三 全塾協議会及び事務局の情報資産の管理並びに事務局の備品の管理に関すること
 - 四 各種企画に関する立案及び実行並びに各種企画に関する各部署の職務の総括に関すること
 - 五 事務局の職務に関わる情報の収集及び分析並びに各部署の情報の収集及び分析の統括に関すること
- ④ 議事部は、以下の職務を行う。
 - 一 全塾協議会における会議の運営に関すること
 - 二 議事録を作成すること
- ⑤ 財務部は、以下の職務を行う。
 - 一 全塾協議会及び事務局の会計に関すること
 - 二 全塾協議会及び事務局の監査業務の統括に関すること
- ⑥ 広報部は、以下の職務を行う。
 - 一 全塾協議会の活動に関する広報及び情報公開に関すること
 - 二 塾生及び各種団体の意見等の収集に関すること
- ⑦ 事務局長は、各部署に本規則の定める職務の他に事務局の目的のために必要と認める業務を職務として指定できる。
- ⑧ 各部署は、月に一度、部会を開く。

第13条 (部長・部長補佐)

- ① 各部署は部長によって統括される。
- ② 第12条で定めた各部署の部長は以下の役職の者が務める。
 - 一 総務政策部 総務政策部長
 - 二 議事部 議事部長
 - 三 財務部 財務部長
 - 四 広報部 広報部長
- ③ 部長は、事務局長により職務として統括している部署に指定された業務を、適度に分割し部署に配属された事務局員に割り振る。

- ④ 事務局長は、各部署に部長補佐その他必要な役職を置くことができる。

第14条（相談役）

- ① 相談役は、事務局が行う業務に対して、適切な助言と提案を行う。
- ② 相談役は、事務局長が必要とする場合に設置し、就任には議会の承認を必要とする。
- ③ 相談役は、原則、主体的に行動または発言をしてはならない。
- ④ 相談役は、事務局長ならびに役員を兼任してはならない。

第15条（配属）

- ① 事務局長は、役員及び相談役でない事務局員をいずれかの部署に配属しなければならない。
- ② 事務局長は、主たる配属先である主配属とは別に、副配属を設けることで事務局員を2つ以上の部署に配属できる。

第5章（役員）

第16条（役員）

- ① 事務局は以下の役員を置く。
 - 一 事務局次長
 - 二 総務政策部長
 - 三 議事部長
 - 四 財務部長
 - 五 広報部長
 - 六 その他事務局長が必要と認める役員
- ② 役員はこれを兼任することを妨げない。

第17条（選出・解任）

- ① 前項に掲げた役員は、事務局長がこれを事務局員の中から任命する。
- ② 事務局長が必要と認めるときは、これを罷免することができる。

第18条（役員の職務）

- ① 役員は、協力し、事務局の運営を行う。
- ② 役員は、事務局の目的のために必要な業務を事務局長と相談の上で構成し、それを職務とする。

第19条（役員会）

- ① 事務局長と役員は、月に一度、役員会を開かなくてはならない。
- ② 役員会は、事務局長及び各役員が召集できる。

第6章（総会）

第20条（総会）

- ① 総会は、事務局の最高意思決定機関である。
- ② 事務局は、年に一度、総会を開かなくてはならない。

第21条（総会の召集）

総会は、事務局長がこれを召集する。

第22条（総会の召集要求）

全事務局員の四分の一以上の要求があれば、事務局長及び役員は総会を14日以内に召集しなければならない。

第23条（総会の定足数）

総会は、事務局員の二分の一以上の出席を以て成立する。ただし、委任を事務局長が認めた場合は、出席者数に含めることができる。

第24条（議長）

総会の議長は、出席者の互選で指名された者がこれを行う。議長は、議案の棄却を発議できる。なお、議案の棄却には出席者の過半数の賛同を必要とする。

第25条（議決）

総会の議決は、出席者の過半数を以て行う。

第7章（定例会）

第26条（定例会）

定例会は、事務局における、総会に次ぐ意思決定機関である。

第27条（定例会の開催）

定例会は、月に一度開かれる。

第28条（準用）

定例会について、第23条及び第24条を準用する。

第8章（登記）

第29条（登記）

事務局は、全塾協議会に対して登記を行う。

第9章（会計）

第30条（事業年度）

事務局の事業年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

第31条（財務責任者）

事務局の財務責任者は財務部長が務める。

第10章（情報管理）

第32条（情報管理）

事務局は全塾協議会が定める情報管理規則に基づき、全塾協議会及び所属団体の情報を管理する。

第33条（所管部署）

総務政策部は、事務局で管理する情報を把握し、紙媒体と電子媒体の両方に対して管理策を整理する。また、定期的に管理策を評価し改善の助言を行う。

第34条（情報管理責任者）

事務局長は、事務局の情報管理責任者として事務局の情報資産に対する管理責任を負う。

第35条（外部委託に伴う情報提供）

- ① 事務局長及び事務局員は、事務局の業務を外部の個人又は団体に委託する際に、事務局が保有する情報を提供する必要がある場合、情報管理責任者の承認を受けなければならない。
- ② 総務政策部は、前項の規定に基づき情報を外部に提供する際の合意事項を保管する。

第 11 章（改正及び廃止）

第36条（改廃）

本規則は、全塾協議会の決議を以て改廃される。